大きさ＼発行部数		8万部以上9万部未満	9万部以上10万部未満	10万部以上15万部未満	15万部以上20万部未満	20万部以上25万部未満	25万部以上30万部未満	30万部以上35万部未満	35万部以上40万部未満
1ページ大	国内	18,792	20,628	26,352	37,044	47,736	58,428	69,120	79,812
	国外	17,400	19,100	24,400	34,300	44,200	54,100	64,000	73,900
1／2ページ大	国内	9,396	10,368	13,176	18,576	23,868	29,268	34,560	39,960
	国外	8,700	9,600	12,200	17,200	22,100	27,100	32,000	37,000
1／4ページ大以内	国内	5,616	6,156	7,884	11,124	14,364	17,496	20,736	23,976
	国外	5,200	5,700	7,300	10,300	13,300	16,200	19,200	22,200

大きさ＼発行部数		40万部以上45万部未満	45万部以上50万部未満	50万部以上55万部未満	55万部以上60万部未満	60万部以上65万部未満	65万部以上70万部未満	70万部以上75万部未満	75万部以上80万部未満
1ページ大	国内	90,504	101,196	111,888	122,580	133,272	143,964	154,656	165,348
	国外	83,800	93,700	103,600	113,500	123,400	133,300	143,200	153,100
1／2ページ大	国内	45,252	50,652	55,944	61,344	66,636	72,036	77,328	82,728
	国外	41,900	46,900	51,800	56,800	61,700	66,700	71,600	76,600
1／4ページ大以内	国内	27,108	30,348	33,588	36,828	39,960	43,200	46,440	49,572
	国外	25,100	28,100	31,100	34,100	37,000	40,000	43,000	45,900

大きさ＼発行部数		80万部以上85万部未満	85万部以上90万部未満	90万部以上95万部未満	95万部以上100万部未満	100万部以上
1ページ大	国内	176,040	186,732	197,424	208,116	208,116円に100万部以上５万部までを超えるごとに10,692円を加算して得た額
	国外	163,000	172,900	182,800	192,700	192,700円に100万部以上５万部までを超えるごとに9,900円を加算して得た額
1／2ページ大	国内	88,020	93,420	98,712	104,112	104,112円に100万部以上５万部までを超えるごとに5,400円を加算して得た額
	国外	81,500	86,500	91,400	96,400	96,400円に100万部以上５万部までを超えるごとに5,000円を加算して得た額
1／4ページ大以内	国内	52,812	56,052	59,184	62,424	62,424円に100万部以上５万部までを超えるごとに3,240円を加算して得た額
	国外	48,900	51,900	54,800	57,800	57,800円に100万部以上５万部までを超えるごとに3,000円を加算して得た額

備　考

１　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

２　「１ページ大」とは、一の著作物を２分の１ページを超え、１ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「２分の１ページ大」とは、一の著作物を４分の１ページを超え、２分の１ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「４分の１ページ大以内」とは、一の著作物を４分の１ページ以内の大きさで掲載する場合をいう。

３　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科書等に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

４　同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科書等に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○文化庁告示第三十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、平成二十九年度使用教科用拡大図書複製補償金額を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

平成29年度使用教科用拡大図書複製補償金額

Ⅰ　言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の２第２項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

種類＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
第一種	国内	2,160	4,104	8,100
	国外	2,000	3,800	7,500
第二種	国内	1,404	2,700	5,400
	国外	1,300	2,500	5,000
第三種	国内	864	1,620	3,240
	国外	800	1,500	3,000
第四種	国内	216	432	756
	国外	200	400	700

中学校用　（単位：円）

種類＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
第一種	国内	2,160	4,104	8,100
	国外	2,000	3,800	7,500
第二種	国内	1,404	2,700	5,400
	国外	1,300	2,500	5,000
第三種	国内	864	1,620	3,240
	国外	800	1,500	3,000
第四種	国内	216	432	756
	国外	200	400	700

高等学校用　（単位：円）

種類＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
第一種	国内	1,944	4,104	7,884
	国外	1,800	3,800	7,300
第二種	国内	1,296	2,700	5,184
	国外	1,200	2,500	4,800